

調布市地域防災計画

災害に強いまちづくり

BOUSAI



Let's 防災

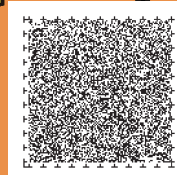
音声コード

概要版の各ページに、「音声コード（Uni-Voice）」を付しています。

「音声コード」は、紙媒体に掲載された印刷情報をデジタル情報に変えるための二次元コードです。このコードを専用の読取機やスマートフォン用アプリで音声に変換し、文章内容を読み上げることによって、音声で情報を得ることができます。



調布市



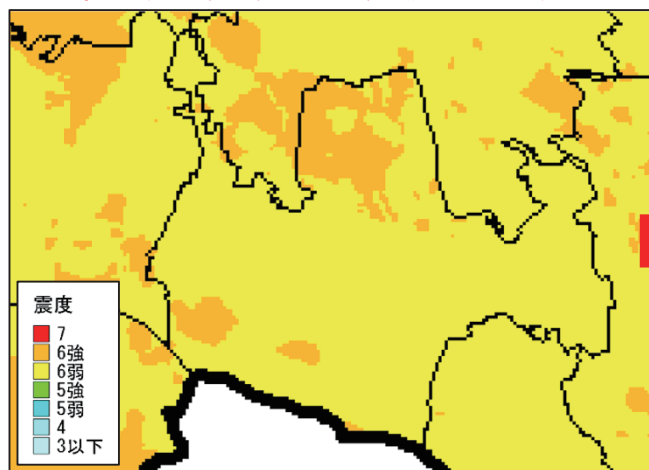
災害はいつ起こるか分からない

多摩東部直下地震による調布市の被害想定 首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日公表）

東京都が令和4年5月に公表した新たな被害想定のうち、本市に大きな被害が想定される多摩東部直下地震の被害想定を以下に示します。

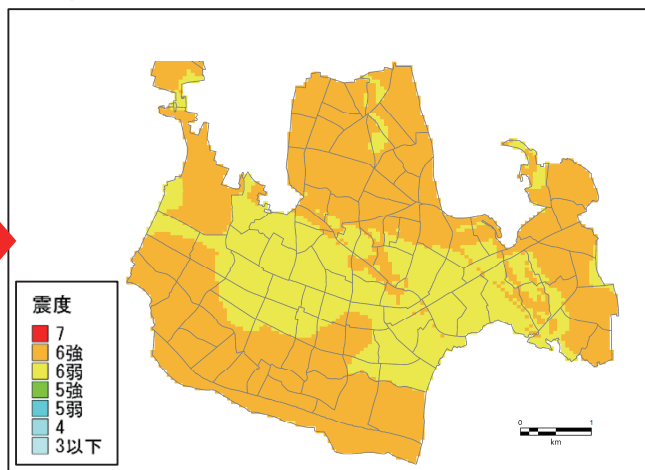
東京都が平成24年4月に公表した前回の被害想定と比較して、市内における震度6強の地域が増加したことや、人口増に伴う建物増などにより、焼失棟数が増加しました。

多摩直下地震（M7.3）平成24年想定



※出典：首都直下地震等による東京の被害想定（平成24年4月）

多摩東部直下地震（M7.3）令和5年想定



※出典：首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月）の被害想定データを加工



死者

55人

建物全壊

675棟



負傷者

1,045人

焼失棟数※

1,060棟



※焼失棟数は、建物倒壊を含む。

令和元年東日本台風による調布市の被害

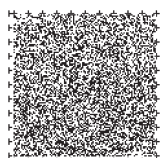
（令和2年3月25日時点）

令和元年東日本台風では、市内で、床上浸水129件、床下浸水85件、その他合わせて合計246件の住家被害が発生しました。また、約6,000人の市民の方が避難所に避難をしました。

住家被害状況	件数
床上浸水	129
床下浸水	85
その他	32
合計	246



※「その他」は、屋根の損壊、雨漏りによる天井裏の浸水など



被災者の声

<ペット同行避難者>

- ペットがいることが、つらい避難生活の中で心の安らぎや支えになりました。
- 一方で、鳴き声への苦情、被毛や糞尿処理など、衛生面でトラブルになることもありました。



<高齢者の方>

- 家族のサポートがあれば日常生活を送れていたのに、自宅より段差が多く、大勢の人と暮らさなければならぬ避難所生活では、日頃できていることができませんでした。



<妊婦、乳幼児をお連れの方>

- お腹も大きくなってきたのにまた地震がきたらどうしようと精神的に不安を抱えて過ごしていました。
- 周囲への遠慮から、深夜に夜泣きする乳児を抱えて外に出ました。



<障害者の方>

- いつも服用している点眼薬の名前がわからず、薬が手に入りませんでした。



自助「自分たちの役割」・共助「地域の役割」 公助「行政の役割」 3つの力を合わせて災害に備えよう！

災害への備えを考えると、「自助」「共助」「公助」の3つに分けることができます。**大規模災害時には「公助」だけではなく、市（行政）・市民・地域が一丸となって対応することが必要です。**大規模災害時の被害を軽減するためには、市民の皆さん一人ひとりや地域コミュニティ全体が、「災害はひとごと」と思わず、「**自分の身は自分で守る**」、「**自分たちの地域は自分たちで守る**」という考えを持ち、日ごろから災害に備えておいていただくことが必要不可欠です。

市民の皆さんの力、地域の力、行政の力を合わせて、災害に強い調布市を実現しましょう。

自助

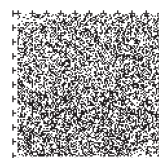
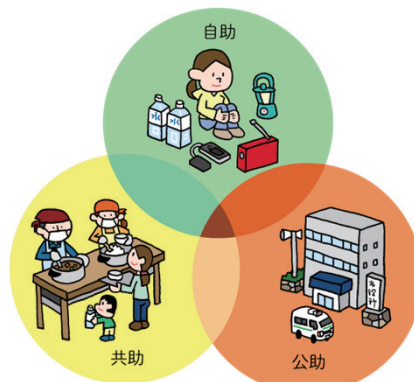
災害が発生した時に、まず自分自身の身の安全を守ること

共助

地域コミュニティといった周囲の人たちが協力して助け合うこと

公助

市や消防、警察といった公的機関による救助、援助のこと



調布市地域防災計画とは

地震や洪水など、市内の災害全般に関して被害を最小限におさえ、地域に生活する人々の生命、身体及び財産を守るために、**日頃からの備えや、災害発生時の対応などを定めたものが地域防災計画**です。**ぜひ、この概要版を参考に、災害時の行動、普段の備えを見直してください。**

計画の目的

調布市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第42条の規定に基づいて、調布市防災会議が定める計画です。

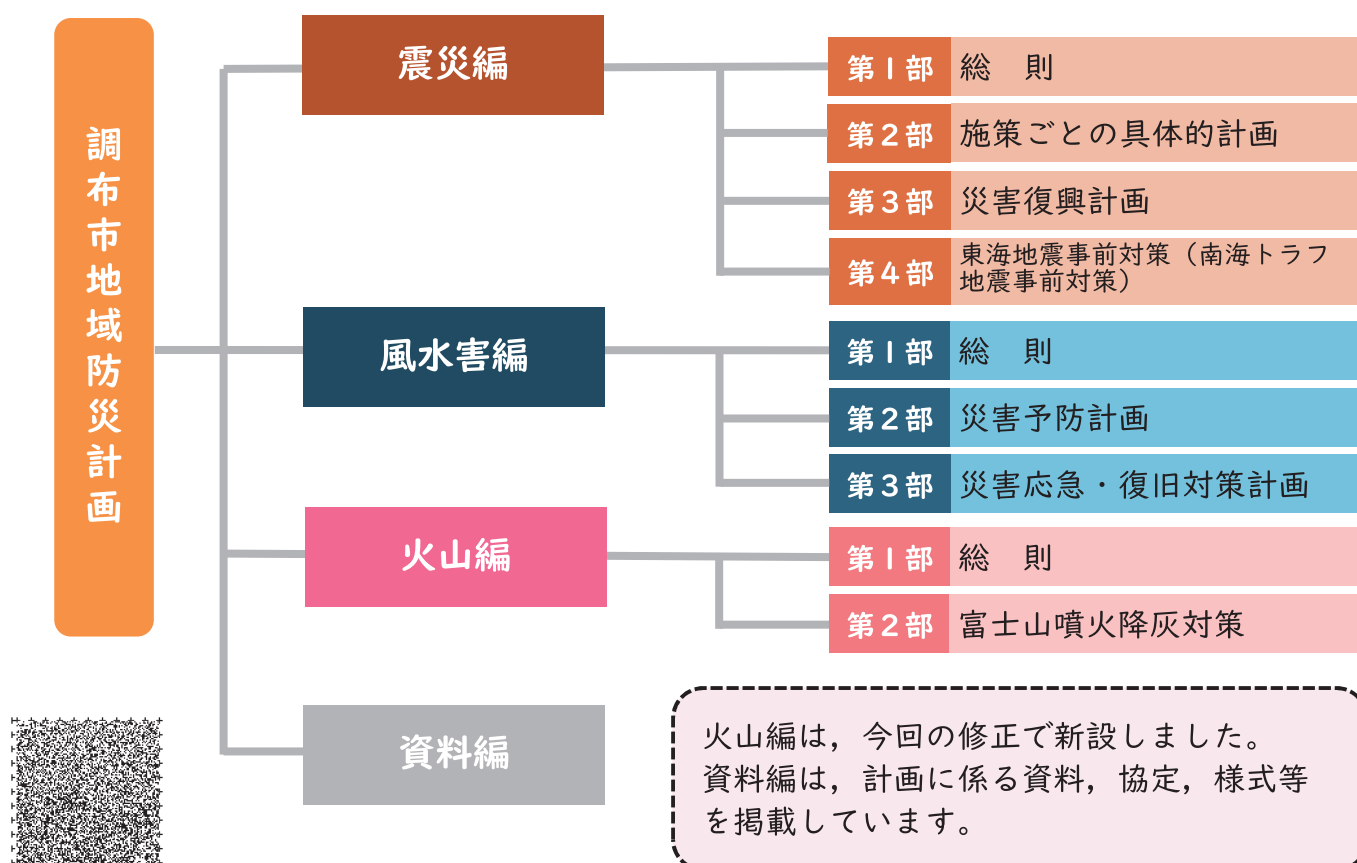
本計画は、市、東京都及び関係防災機関がその有する全機能を有効に発揮して、市の地域における災害の予防、応急対策及び復旧・復興対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的としています。

自助・共助・公助の連携

大規模災害が起こった時、市の力だけでは全てに対応することは困難です。市民・市・自治会・防災市民組織・事業者等が一体となり行動することが重要です。本計画は、「自助・共助・公助」の連携を基本としています。

計画の構成

調布市地域防災計画は、地震災害を対象とした「震災編」、台風や豪雨などを対象とした「風水害編」、富士山噴火による降灰を対象とした「火山編」の3編で構成しています。また、計画に関連する資料などを「資料編」として整理しています。



調布市地域防災計画（令和6年修正）について

修正の背景

令和4年5月に東京都が10年ぶりに公表した首都直下地震等の新たな被害想定を踏まえて「東京都地域防災計画（震災編）」が修正されました。

市においても、令和3年4月に、東京都が令和元年7月に修正した「東京都地域防災計画（震災編）」及び令和元年台風第15・19号や新型コロナウイルス感染症を踏まえ、地域防災計画の修正を行いました。今回の東京都の新たな被害想定や地域防災計画の修正、さらには令和6年1月に発生した能登半島地震の課題等を踏まえ、市の災害対応の実効性をさらに高める計画へと修正を行いました。

計画の前提条件

地震災害

- ・ 首都直下地震等による東京の被害想定の中で、本市に大きな被害が想定される「都心南部直下地震」と「多摩東部直下地震」を前提としています。
- ・ これらの地震では、市内で最大震度6強の揺れとなり、多くの建物被害や人的被害、ライフライン被害が想定されています。



東京都
地震被害想定

風水害

- ・ 調布市洪水・内水ハザードマップで示している「多摩川浸水想定区域」「野川・仙川・入間川浸水想定区域」「内水浸水想定区域」を前提としています。
- ・ 多摩川や野川、仙川、入間川が大雨によって氾濫した場合、河川沿いで浸水の発生が想定されています。特に、多摩川沿いでは、5m以上（2階以上も水没する程度）の浸水が想定されています。



洪水・内水
ハザードマップ

土砂災害

- ・ 調布市土砂災害ハザードマップで示している土砂災害警戒区域等を前提としています。
- ・ 市内には国分寺崖線（はけ）と呼ばれる崖地があり、この崖線沿いなどで土砂災害の発生が想定されています。

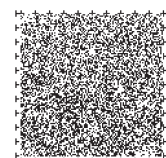


土砂災害
ハザードマップ

火山災害

新たに前提とする災害に追加

- ・ 富士山が大規模噴火した場合の降灰を前提としています。
- ・ 富士山が大規模噴火した場合には、市内でも2～10cmの降灰が予想されています。
- ・ 市域に降灰した場合、健康被害やライフライン被害等が懸念されます。



調布市の取組方針

市では、市民の皆さんが安全に安心して住み続けられる調布市を実現するために、「地域の防災力の向上」「早期応急復旧体制の強化」「被災者対策」の3つの視点と、「多様な視点・DX対策」の分野横断的視点に基づき、防災・減災対策の具体化を図ります。

【視点1】 地域の防災力の向上	【視点2】 早期応急復旧体制の強化	【視点3】 被災者対策
【主な取組】 ➤ 自助・共助の充実 ➤ マンション防災対策 ➤ 在宅避難者対策 ➤ 市民参加型の防災訓練	【主な取組】 ➤ 住宅の耐震化 ➤ 緊急輸送道路の機能確保 ➤ 調布市業務継続計画（BCP）の修正 ➤ 調布市災害時受援・応援計画の策定 ➤ 調布市災害廃棄物処理計画の実効性の向上	【主な取組】 ➤ 避難所運営体制の強化 ➤ 要配慮者への対策の強化 ➤ 避難所生活環境の整備 ➤ 帰宅困難者対策 ➤ 災害時医療救護体制の整備
多様な視点・DX対策		

市民が安全に安心して住み続けられる調布市の実現

令和6年修正の主な取組

▶ 東京都地域防災計画を踏まえた取組

【マンション防災対策】

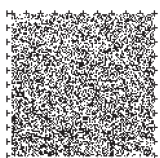
市では、約3万戸の方がマンション（6階以上の共同住宅）に居住していることから、大規模災害が発生した場合に備え、マンション防災対策を推進する必要があります。

このことから、エレベータ使用に備えた日常備蓄や携帯トイレ準備等の自助の取組の促進、マンション居住者に対する「東京とどまるマンション」をはじめとした防災パンフレット配布や出前講座等による防災意識の啓発などを追加しました。



【在宅避難者対策】

避難所は密集した空間になるためストレスや感染症に感染するリスク等が高まります。このため、市では、自宅に被害の心配がなければ自宅にとどまる「在宅避難」をするなど、状況に応じた多様な避難行動の実践を推奨しています。これまで在宅避難者に対する支援方法についてルールが明確でなかったことから、在宅避難者は、近隣の避難所で避難所登録を行うことや、避難所登録を行った近隣の避難所で必要な支援（物資の提供等）を受けるものとするを追加しました。また、マンションや集合住宅の居住者で一定規模の避難者の方が留まられている地域や地区の場合は、近隣の避難所ではなく、マンションや集合住宅を拠点として物資の配布等の必要な支援を実施することを追加しました。



▶庁内各部の関連計画を踏まえた取組



【市の関連計画との整合】

調布市耐震改修促進計画や調布市災害廃棄物処理計画との記載内容の整合や調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）に基づく個別避難計画の作成を追加しました。また、業務継続計画（BCP）と各部危機管理マニュアルの整備、災害時受援・応援計画の策定について追加しました。

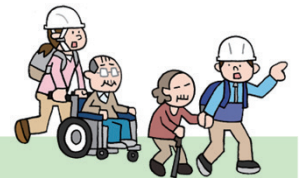
▶令和6年能登半島地震を踏まえた取組



【トイレ機能の確保】

東京都では市と連携による総合的なトイレ対策を推進していることから、市においても、市で備蓄しているトイレの概要や特徴、事後処理の説明や震災時の避難所のトイレの使用の流れなどについて追加しました。また、これまでのマンホールトイレなどの整備に加え、携帯トイレの拡充や避難所を清潔に保つことの重要性を追加しました。

▶令和6年台風第7号、10号を踏まえた取組



【土砂災害時の避難所の見直し】

土砂災害時の避難所は、土砂災害警戒区域の近隣小中学校を指定していましたが、令和6年の台風時における市民の避難状況を踏まえ、地域福祉センターを開設する運用に見直しました。

▶その他、これまでの災害経験を踏まえた取組



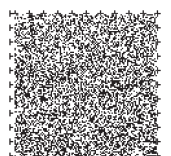
【福祉避難所の受入態勢の充実】

複数箇所ある高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、その他配慮を要する方々を受け入れる福祉避難所について、人員配置や開設方法などの受入態勢の整備が課題でした。このため、福祉避難所の受入態勢の充実を図りました。具体的には、災害発生直後は、小・中学校等の一般避難所での避難者の受け入れのほか、要配慮者を受け入れる福祉避難所の同時開設について、態勢整備を進めていくことを追加しました。

また、市の施設には限りがあることや、配慮を要する方が日頃使用している施設等で少しでも安心して避難生活が送れるよう、協定団体と調整を進めていくことを追加しました。

【避難所におけるペット対策】

災害時に、ペットと飼い主が離れ離れになると、ペットが負傷してしまうおそれや、住民の安全が脅かされたり、公衆衛生上の環境悪化も懸念されます。このような事態を防ぐため、避難所におけるペットの同行避難体制づくりを進めることや、東京都、関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備することなどを追加しました。



ポイント1 関連法令や東京都計画との整合

○主な修正内容

災害対策基本法の改正（令和3年）を踏まえた修正

- ✓ 避難勧告を廃止し、避難指示に一本化
- ✓ 個別避難計画の作成に努めることを追加
- ✓ 広域（他県市町村）避難に関する事項を追加

流域治水関連法の整備（令和3年）を踏まえた修正

- ✓ 「流域治水」の考え方に基づく豪雨対策の推進
- ✓ 要配慮者施設に係る避難計画や避難訓練に対し、市町村長が助言・勧告できることとなっていることを追加

東京都地域防災計画（震災編）の改定（令和5年）を踏まえた修正

- ✓ 女性・要配慮者等の視点、災害関連死の観点等を踏まえた防災対策について、普及啓発を推進することを追加
- ✓ 負傷者の搬送手段として、ヘリコプター等による空路搬送を最大かつ積極的に活用していくことを追加
- ✓ 帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応を追加
- ✓ 複合災害に関する章を新設し、課題を整理

東京都水防計画の改定（令和6年）を踏まえた修正

- ✓ 洪水予報の種類と発表基準等の見直し

ポイント2 調布市を取り巻く状況や社会情勢を踏まえた見直し

○主な修正内容

医療救護体制

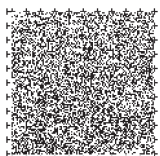
- ✓ 災害時医療救護体制や災害医療対策本部における連携強化、搬送体制について実情に沿うように修正し、災害時における初動医療体制の記載を充実
- ✓ 搬送体制においては、緊急度や搬送人数等に応じ、ヘリコプター等による空路搬送を最大かつ積極的に活用していくことを追加

防災DXの推進

- ✓ 避難所開設の開設状況や国・東京都への不足物資の要請等をシステムで行い防災対策の実効性を高めるための防災DXについて記載

多様な視点への配慮

- ✓ 外国人の方々に対して、平時から調布市国際交流センターと連携して、多言語及びやさしい日本語、ユニバーサルデザイン等での情報提供や防災知識の普及に努めることなどを追加
- ✓ 避難所における女性、LGBTQの方々の生活環境を良好に保つための取組事例について追加



ポイント3 災害対策本部体制の強化

○主な修正内容

災害対策本部体制において事務局を更に強化し編成

- ✓ 危機管理監に総合調整機能を付与
- ✓ 事務局を本部長の意思決定補佐機能組織として再編成

速やかな災害対策本部設置による全庁一丸となった取組強化

- ✓ 庁内及び関係各所との情報共有・連携強化が図れるよう、地震の強度に関わらず、必要の都度、速やかに災害対策本部を設置するよう配備態勢を見直し

災害時における職員の服務基準等の追加

- ✓ 災害時における職員の交代基準や参集免除基準等を明確化

ポイント4 火山編の新設

○主な修正内容

富士山噴火発生時の降灰対策を定めた火山編を新設

- ✓ 富士山において宝永噴火と同程度の噴火が発生した場合の降灰対策を定めた調布市地域防災計画火山編を新設

市は、修正した地域防災計画に基づき、市民の皆さんと一緒に防災・減災の対策を進めます！

市民、地域、市のそれぞれが、平常時から防災を意識して取り組むことが重要です。

▶市民が取り組むこと

住まいの安全確保（例：家屋の耐震化，家具や家電等の固定，浸水対策や防水対策など），備蓄品の確保，避難所や避難経路，安否確認方法等の確認，情報収集と伝達手段の確保 など

▶地域が取り組むこと

定期的な防災訓練の実施・参加，地域の防災資機材の整備，近隣住民とのコミュニケーション（挨拶や日常会話等），地域行事への参加，要配慮者への支援 など

▶市が取り組むこと

【災害応急対策への備え】

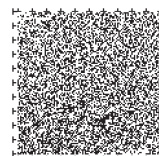
組織体制の整備，防災基盤・施設等の整備，建築物等の耐震化，ライフライン関係の施設の整備，防災情報の伝達機能充実，避難所機能の充実，医療救護体制の整備，要配慮者支援体制の整備 など

【自助への支援】

防災マップ等の作成・周知，パンフレット配布による啓発 など

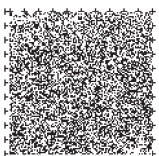
【共助への支援】

防災訓練の実施，防災市民組織への支援，消防団の強化，企業の防災活動への参画促進 など

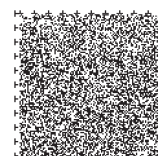


地域防災計画と市関連計画等との関係

地域防災計画構成	市関連計画等	調布市総合計画	調布市公共施設等総合管理計画	調布市デジタル化総合戦略	調布市国土強靱化地域計画	調布市業務継続計画	調布市災害時受援・応援計画	各部危機管理マニュアル	避難所運営マニュアル
震災編									
第1部 総則		●			●				
第2部 施策ごとの具体的計画									
第1章 市等の基本理念と役割		●	●	●	●	●	●	●	●
第2章 市民と地域の防災力向上		●			●				
第3章 安全に暮らせる都市づくりの実現		●			●				
第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保		●	●		●				
第5章 本部体制及び広域的な視点からの応急対応力の強化		●	●	●	●	●	●	●	
第6章 情報通信の確保		●		●	●	●	●	●	
第7章 医療救護・保健等対策		●		●	●				
第8章 帰宅困難者対策		●		●	●				
第9章 避難者対策		●	●	●	●				●
第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進		●	●	●	●				
第11章 放射性物質対策		●			●				
第12章 住民の生活の早期再建		●			●				
第3部 災害復興計画		●			●				
第4部 東海地震事前対策（南海トラフ事前対策）		●			●				
風水害編									
第1部 総則		●	●	●	●	●	●	●	●
第2部 災害予防計画									
第1章 水害予防対策		●		●	●				
第2章 都市施設対策		●	●		●				
第3章 応急活動拠点等の整備		●	●		●				
第4章 地域防災力の向上		●			●				
第5章 ボランティア等との連携・協働		●			●	●	●	●	
第6章 避難行動要支援者への支援体制の整備		●			●				
第7章 防災運動の推進		●			●				
第3部 災害応急・復旧対策									
第1章 初動態勢		●		●	●	●	●	●	
第2章 情報の収集・伝達		●		●	●	●	●	●	
第3章 水防対策		●			●	●	●	●	
第4章 警備活動・交通規制		●			●				
第5章 医療救護・保健等対策		●		●	●				
第6章 避難所対策		●	●	●	●				●
第7章 物流・備蓄・輸送対策		●	●	●	●				
第8章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理		●			●				
第9章 ライフライン施設の応急・復旧対策		●			●				
第10章 公共施設等の応急・復旧対策		●	●		●				
第11章 応急生活再建		●			●				
第12章 災害救助法の適用		●			●				
第13章 激甚災害の指定		●			●				
火山編									
第1部 総則		●			●				
第2部 富士山噴火降灰対策									
第1章 総則		●			●				
第2章 災害予防対策		●			●	●	●	●	●
第3章 災害応急・復旧対策計画		●	●	●	●	●	●	●	●



※調布市災害時受援・応援計画、調布市雨水管理総合計画は今後策定予定

[illegible]

災害に対する日頃からの備え

ポイント1 住まいの安全確保をしよう！

自助
自分・家族

地震発生前の備え

- 地震はある日突然発生します。自宅を壊れない・倒れないようにしておくことが最も重要な対策です。
- 消火器や住宅用火災警報器、感震ブレーカーを設置しましょう。

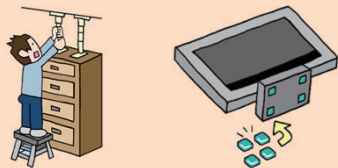
家具が倒れたり、移動しないよう固定している割合

65.6%

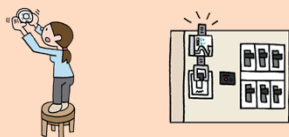
(令和5年度)

※調布市民意識調査報告書

●家具や家電等の固定



●住宅用火災警報器の設置 ●感震ブレーカーの設置



●住宅の耐震診断



市では、市内にお住まいの方、勤務先のある方を対象に家具転倒防止器具、非常食、簡易トイレなどの家庭用防災用品のほか、住宅用火災警報器、感震ブレーカーをあっせんしています。



←詳しくはこちら

市では、住宅の耐震化を計画的に進めるため、「誰でもできるわが家の耐震診断」の紹介や、耐震アドバイザーの派遣、耐震診断と耐震改修、建替えを実施する木造住宅の所有者の方に、耐震化に要する費用の一部を助成しています。



←詳しくはこちら

東京消防庁では、「要配慮者」世帯を対象として、消防職員がお宅に訪問し、アドバイスする「住まいの防火防災診断」を実施しています。

詳しくは
こちら→



風水害発生前の備え

- 風雨が強まる前に、家の周辺の確認等をしましょう。

- 物干し竿を下しておく
- 窓ガラスの飛散防止



- 雨戸を閉める
- 屋内では家財等を2階へ移動



大雨に備え、家庭でできる浸水防止方法の確認をしている割合

33.7%

(令和5年度)

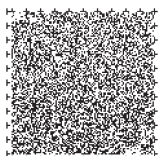
※調布市民意識調査報告書



- 植木鉢等を室内へ移動
- 自転車の固定



- 土のうで浸水対策
- 排水溝等の掃除



ポイント2

備蓄品の準備をしよう！

自助

自分・家族

- 備蓄品は、すぐに必要になるもの、なければ困るものなどを優先して用意しましょう。
- 用意したものは、リュックサックや非常用持出袋等にまとめ、すぐに持ち出せるようにしておきましょう。

<用意するものの例> 飲料水、食料品、カセットコンロ、貴重品
衣類の着替え、簡易トイレ、懐中電灯 等



備蓄に当たり、ローリングストックを実践している割合

65.6% ➡ 70.0%

(令和5年度)

(令和8年度)

※調布市民意識 ※調布市基本計画
調査報告書

簡単！ローリングストック3つのコツ

- 普段食べている食材を多めに買って蓄える
- 普段の食事で食べる（非常食・日常食品・持ち歩き用品）
- 食べたらいきなり買い足して補充する

そなえる（蓄える）→食べる→買う（補充）を繰り返しながら、常に一定量の食品を備蓄する方法をローリングストックといいます。



ポイント3

避難について家族と話し合おう！

自助

自分・家族

- 調布市防災マップやハザードマップで避難場所・避難所や避難する道（避難路）を確認し、付近の危険箇所も把握しましょう。
- 家庭で防災の話し合いを行い、連絡方法や集合場所を決めておきましょう。
- ペット飼い主の皆さんは、ペットとの同行避難や指定避難所での飼養に関する準備をしましょう。



←防災マップ



←洪水・内水
ハザードマップ



←土砂災害
ハザードマップ

ポイント4

訓練に積極的に参加しよう！

共助

地域・身近な人

- 地域で災害時の協力体制を話し合いましょう。
- いざというときに、速やかに落ち着いて対応ができるように、市や関係機関が行っている各種防災訓練などに参加しましょう。また、講習会や講演会にも積極的に参加し、防災行動力の向上に努めましょう。

地区協議会の活動



←地区協議会パンフレット
ダウンロードファイル

市では、地区協議会の設立・運営を支援しています。現在、市内20小学校区のうち18地区で地区協議会が活発な活動を行っています。

活動内容は地区により様々ですが、防災や防犯など地域課題の中で一つの団体では対応が困難なことや、地域で協力して取り組む方が効果的・効率的なことに対して、地域の皆さんで考えながら取り組んでいます。

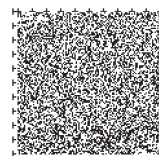
市の訓練に参加または訓練を実施した防災市民組織の割合

54.0% ➡ 65.0%

(令和3年度)

(令和8年度)

※調布市基本計画



災害発生前～災害発生時の行動

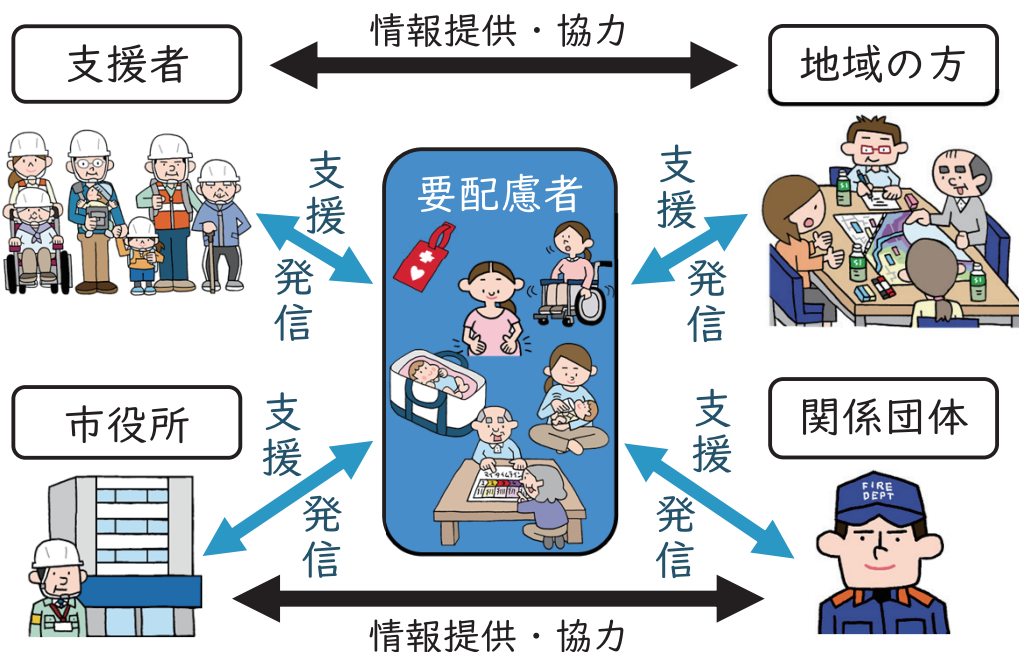
ポイント1

災害時は助け合おう！

共助

地域・身近な人

- 支援が必要な方は、日頃から隣近所に顔を知ってもらうなど、地域で助け合える関係づくりに努めましょう。防災訓練などにも参加してみましょう。
- 地域の皆さんは、災害時には、隣近所にお住まいの要配慮者に声をかけ、安否確認や避難の支援を行いましょう。



ポイント2

～地震発生時の行動～

自助

自分・家族

●自身の安全確保が最優先

- 揺れを感じたり、緊急地震速報を受けた時は、自身の安全を最優先に行動しましょう。
- 丈夫なテーブルの下や、物が「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」空間に身を寄せ、揺れがおさまるまで様子を見ましょう。
- 高層階（概ね10階以上）では、揺れが数分続くことがあり、より物が転倒・落下したり、移動する危険性が高まりますので注意しましょう。

シェイクアウトを知っておこう！

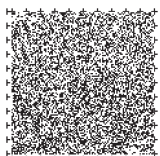
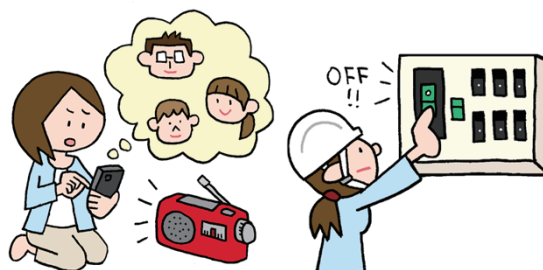
シェイクアウトとは、地震から身を守るための3動作（①姿勢を低く、②頭を守る、③揺れがおさまるまで動かない）を行う訓練です。

①まず低く ②頭を守り ③動かない



●揺れがおさまってから行動

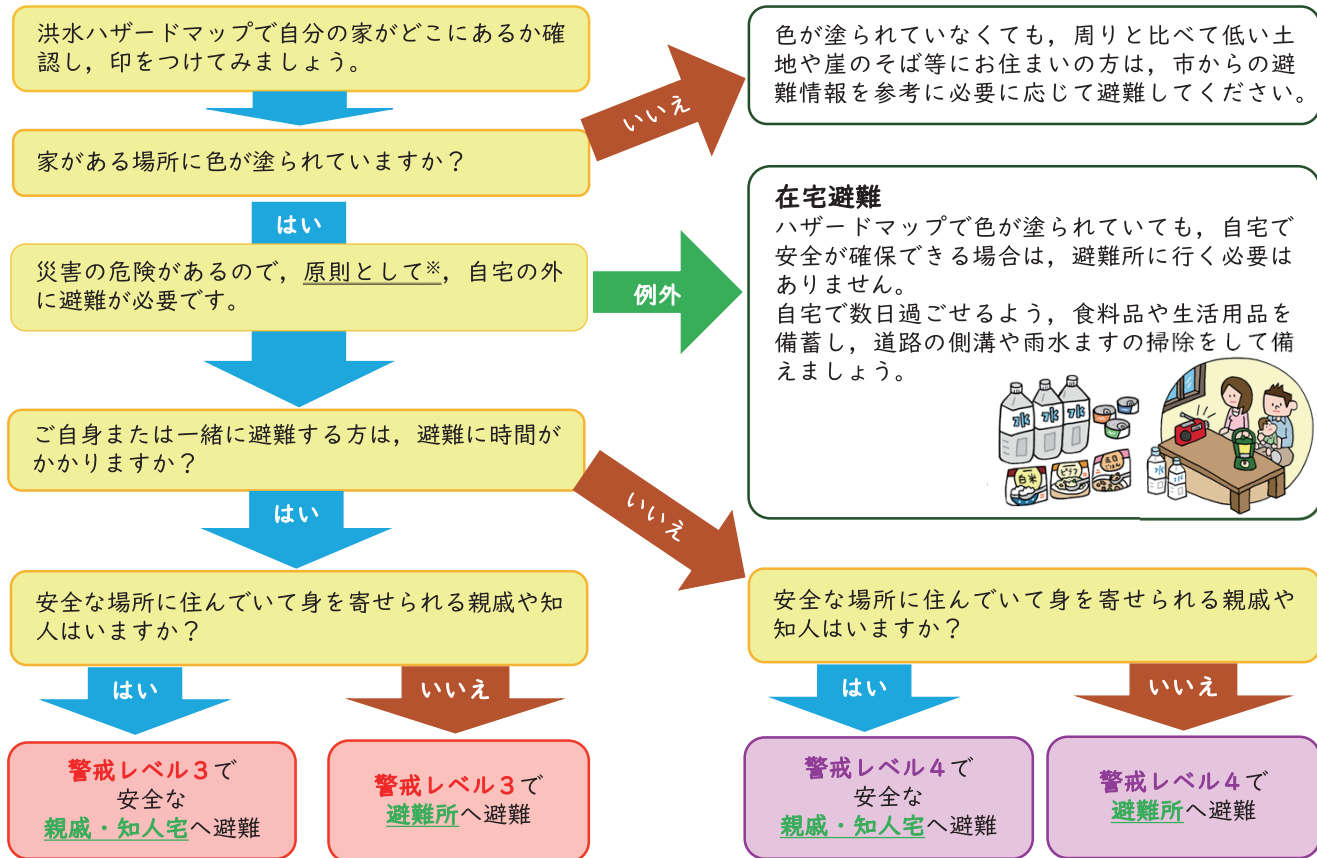
- 揺れがおさまったら、火元の確認、出口の確保、家族や近隣の安否確認、避難情報の入手などを行いましょう。
- 避難が必要な時は、ブレーカーを切り、ガスの元栓を閉めて避難しましょう。



ポイント3

～風水害時の避難行動判定フロー

自助
自分・家族



自力で避難が難しい場合は「要配慮者等避難バス」を利用できます。



＜要配慮者等避難バス＞

多摩川が氾濫した場合の浸水想定区域内の拠点施設（バス乗り場）に集まり、バスで所定の避難所まで運行します。**拠点施設に行く前に市HPや電話（042-426-4511）で運行状況の確認**をお願いします。

●対象者：高齢者、障害者、乳幼児連れ、妊産婦など、自力で避難所に行くことが困難な要配慮者（同伴者は1名まで同乗可能）

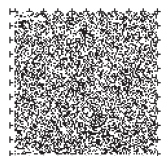
●バスの運行時期：警戒レベル3 高齢者等避難発令時から、警戒レベル4 避難指示発令前まで

拠点施設（バス乗り場）	運行先（避難所）
西部児童館（上石原3-21-6）、多摩川自治会館（多摩川5-28-8）	調布中学校（富士見町4-17-1）
染地地域福祉センター（染地3-3-1）、多摩川住宅ト号棟集会所（染地3-1-71）	第六中学校（国領町3-8-23）

『警戒レベル』ってなあに？

水害や土砂災害が起こる危険性を5段階で表したものです。それぞれのレベルにおける行動を理解して、正しいタイミングで避難できるようにしておきましょう。

発令者	警戒レベル	種類	とるべき行動
調布市	警戒レベル5	緊急安全確保	命を最優先に行動！ ・命を守る行動をとろう
	警戒レベル4	避難指示	安全な場所へ避難！ ・全員避難しよう
	警戒レベル3	高齢者等避難	避難に時間を要する人は避難！ ・避難準備や避難開始しよう
気象庁	警戒レベル2	大雨・洪水注意報	避難行動の再確認！ ・ハザードマップを確認しよう
	警戒レベル1	早期注意情報	災害への心構えを高める！ ・ニュースを見てみよう



ポイント4

震災時の避難所

自助
自分・家族

市では、住所ごとに避難所を指定する方式をとっておりませんので、最も避難しやすい避難所へ避難しましょう。また、風水害時とは避難所が異なりますので注意しましょう。

<一次避難所>

No	名称	住所
1	第一小学校	小島町1-8-1
2	第二小学校	国領町4-19-1
3	第三小学校	上石原2-19-13
4	八雲台小学校	八雲台1-1-1
5	富士見台小学校	小島町3-20-1
6	滝坂小学校	東つつじヶ丘1-4-1
7	深大寺小学校	深大寺元町5-16-21
8	上ノ原小学校	柴崎2-26-1
9	石原小学校	富士見町1-37-1
10	若葉小学校	若葉町3-17-5
11	調和小学校	西つつじヶ丘4-22-6
12	緑ヶ丘小学校	緑ヶ丘2-16-1
13	染地小学校	染地3-1-81
14	北ノ台小学校	深大寺北町2-41-1
15	多摩川小学校	多摩川3-21-1
16	杉森小学校	染地2-25-4

No	名称	住所
17	飛田給小学校	飛田給3-29-1
18	柏野小学校	深大寺南町1-1-1
19	国領小学校	国領町8-1-55
20	布田小学校	染地1-1-85
21	調布中学校	富士見町4-17-1
22	神代中学校	佐須町5-26-1
23	第三中学校	染地3-2-7
24	第四中学校	若葉町3-15-1
25	第五中学校	上石原3-27-1
26	第六中学校	国領町3-8-23
27	第七中学校	八雲台2-16-1
28	第八中学校	仙川町2-15-2
29	大町スポーツ施設	菊野台3-27-40
30	都立神代高校※	若葉町1-46-1
31	都立調布南高校※	多摩川6-2-1
32	都立調布北高校※	深大寺北町5-39-1

※ 都立高校は、災害の状況を踏まえて開設します。

<福祉避難所> 以下の福祉避難所は、一次避難所と同時開設に向けて取組を進めます。

No	名称	住所
1	金子地域福祉センター	西つつじヶ丘4-43-3
2	西部地域福祉センター	上石原2-15-6
3	調布ヶ丘地域福祉センター	調布ヶ丘3-58-2
4	染地地域福祉センター	染地3-3-1
5	緑ヶ丘地域福祉センター	緑ヶ丘2-18-49

No	名称	住所
6	菊野台地域福祉センター	菊野台1-38-1
7	富士見地域福祉センター	富士見町4-15-6
8	下石原地域福祉センター	下石原3-72-1
9	入間地域福祉センター	入間町1-13-2
10	深大寺地域福祉センター	深大寺北町2-40-1



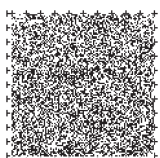
自宅に被害の心配がなければ在宅避難を検討しよう！

自宅が大きな損害を受ける、近隣に火災や土砂災害の危険があるときには、避難所などへの避難が必要になります。自宅が安全が確保できる場合は、自宅で避難生活を送る「在宅避難」を行うことができます。

在宅避難をすることにより、住み慣れた環境で被災後の生活を送ることができます。ストレスや感染症に感染するリスクなども抑えることができます。

在宅避難を行う場合でも、**近隣の避難所で避難者登録**を行い、物資の支援を受けることができます。

※風水害時も、洪水ハザードマップで自宅に色が塗られておらず、自宅が安全が確保できる場合は、在宅避難が可能です。



ポイント5

風水害時の避難所

自助
自分・家族

風水害時の避難所は、大雨による浸水害や土砂災害等から身を守るための避難場所です。震災時とは避難所が異なりますので注意しましょう。また、風水害時の避難所は、多摩川洪水時や野川洪水時など災害種別ごとに開設する避難所が異なることにも注意しましょう。

<一次避難所>

No	名称	住所	災害種別ごとの開設予定避難所			
			洪水 (多摩川)	洪水 (野川)	洪水 (仙川)	洪水 (入間川)
1	第一小学校	小島町1-8-1	○			
2	第二小学校	国領町4-19-1	○			
3	第三小学校	上石原2-19-13	○			
4	八雲台小学校	八雲台1-1-1	○	○		
5	富士見台小学校※1	小島町3-20-1	○			
6	滝坂小学校	東つつじヶ丘1-4-1	○			○
7	深大寺小学校	深大寺元町5-16-21	○	○		
8	上ノ原小学校	柴崎2-26-1	○			○
9	石原小学校	富士見町1-37-1	○	○		
10	緑ヶ丘小学校	緑ヶ丘2-16-1	○		○	
11	北ノ台小学校	深大寺北町2-41-1	○			○
12	国領小学校	国領町8-1-55	○	○		
13	調布中学校	富士見町4-17-1	○	○		
14	神代中学校	佐須町5-26-1	○	○		
15	第六中学校	国領町3-8-23	○	○		
16	第八中学校	仙川町2-15-2	○		○	○
17	文化会館たづくり	小島町2-33-1	○			
18	グリーンホール	小島町2-47-1	○			

※1 富士見台小学校は敷地の一部が浸水想定区域内のため、受入れの制限を行う場合があります。

<土砂災害時の避難所>

No	名称	住所
1	西部地域福祉センター	上石原2-15-6
2	入間地域福祉センター	入間町1-13-2
3	深大寺地域福祉センター	深大寺北町2-40-1



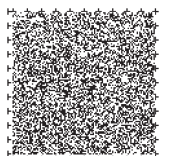
<福祉避難所> ※1の福祉避難所は、一次避難所と同時開設に向けて取組を進めます。

No	名称	住所	No	名称	住所
1	総合福祉センター※1※2	小島町2-47-1	11	深大寺地域福祉センター	深大寺北町2-40-1
2	西調布体育館※1	上石原2-4-1	12	希望の家	富士見町2-16-33
3	西部地域福祉センター※1	上石原2-15-6	13	希望の家分場	入間町1-13-2
4	子ども家庭支援センター すこやか※1※3	国領町3-1-38 ココスクエア2階	14	東京都立調布特別支援学校	調布ヶ丘1-1-2
5	金子地域福祉センター	西つつじヶ丘4-43-3	15	調布福祉事業団(なごみ・そよ かぜ・すまいる・まなびや)	西町290-4
6	調布ヶ丘地域福祉センター	調布ヶ丘3-58-2	16	ちょうふの里	西町290-5
7	緑ヶ丘地域福祉センター	緑ヶ丘2-18-49			
8	菊野台地域福祉センター	菊野台1-38-1			
9	富士見地域福祉センター	富士見町4-15-6			
10	入間地域福祉センター	入間町1-13-2			

※1 一次避難所と同時に開設予定です。その他の福祉避難所については、状況に応じて開設可否を判断します。

※2 主に体の不自由な方を受け入れる避難所として開設します。

※3 主に乳幼児や妊産婦を受け入れる避難所として開設します。



●避難所に行くときは非常用持出袋等を持参しましょう。

- 避難所に行くときには飲料水や食料品、貴重品、衣服など最低限必要なものを入れたリュックサックや**非常用持出袋等を持っていきましょう。**

※持ちものは性別や家族構成、季節等によっても異なります。日頃から家族との話し合いや情報収集を行い、必要なものを備えておきましょう。



●ペットの飼育に必要なものは飼い主が持参しましょう。

- ペットを飼っている場合、同行避難が原則**となります。
- 市の避難所ではペット同行避難の受入れを行います。動物アレルギーを持った人や動物が苦手な人への配慮も必要となるため、ペットは所定のスペースで過ごすことになります。**避難先でペットの飼育に必要なもの（ケージやキャリーバック、フードなど）は、飼い主が持参しましょう。**



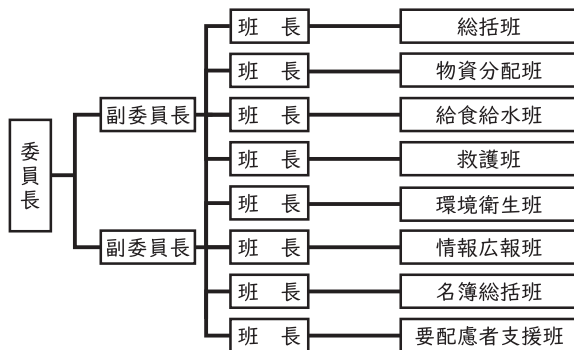
ペットの災害対策↑



●地域のみなさんが中心となり避難所運営を行いましょう。

- 避難所では、運営を円滑に行うための避難所運営委員会を立ち上げます。
- 避難所は、市職員・地区協議会・自治会が協働して開設します。**運営は、地域の方や避難者が中心となって自主的に運営**し、市や学校職員等はその運営を補佐します。

避難所運営委員会の体制例



●多様なニーズに配慮した避難所運営に向けて

- 避難所運営委員会の委員に**女性や多様な世代が参画し、女性や子育て家庭の多様な意見を反映しやすい環境**をつくりましょう。
- 女性用品については女性の担当者から配布したり、多目的スペースや多目的トイレに常備したりしておくなど、配布方法を工夫しましょう。
- 不安や悩み、女性に対する暴力等に対する相談窓口を設置し、ポスターや掲示板などで広く周知しましょう。
- 就寝場所や女性専用スペース等の巡回警備、暴力を許さない環境づくりに取り組みましょう。

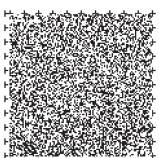


避難所のトイレ使用の流れ

震災時の避難所（断水時等）では、まず既設トイレの水洗を禁止し、携帯トイレを設置した後にトイレの使用を開始します。その後、マンホールトイレ、組立てトイレ、トイレトラックの流れでトイレを使用します。

災害用トイレの排出方法

発災時に避難所や自宅で利用した簡易トイレや携帯トイレについては、燃やせるごみです。ただし、一般の燃やせるごみとは区別して排出いただきます。ごみの出し方、収集方法、保管方法等は、発生した災害の種別、規模、被災状況により対応が異なるため、発災後に、迅速に市民の皆様にお知らせします。



災害からの復旧・復興

ポイント1

災害時のごみは分別を徹底しよう！

自助

自分・家族

- 災害時では、家庭ごみ（生活ごみ）と災害ごみ（片付けごみ）で出し方が異なります。
- 早期の復旧・復興に向けて、ごみの排出の際の分別を徹底しましょう。
- 市においても、集積所では、平常時の区分に応じた分かりやすい分別項目例を提示します。

家庭ごみ（生活ごみ）の出し方

家庭ごみ（生活ごみ）とは、**普段の生活で発生**する「生活のごみ」

※災害時でも普段の生活で発生するごみは指定収集袋に入れて出してください。

【出し方】

●燃やせるごみ

いつもの分別・いつもの場所に、市からの収集再開の案内にしたがってごみを出してください。

●燃やせないごみ、資源ごみ

一時的に家庭内での保管をお願いする場合があります。災害時には燃やせるごみを優先処理するため、市から案内があるまで家庭内で保管してください。

●災害用トイレ

前頁（p17）参照。



災害ごみ（片付けごみ）の出し方

災害ごみとは、**災害によって壊れた**「家具」や「家電など」

【出し方】

市が設置する場所へ持ち込んでください。設置場所は市が発信する情報をご確認ください。

災害ごみは指定収集袋を使用しません。

【分別方法】

災害ごみも以下の分別が必要です。

**燃やせるごみ，燃やせないごみ，がれき類
処理困難物，粗大ごみ，廃家電類**

【注意点】

家庭ごみの排出場所には出さない。

冷蔵庫の中身や生ごみは持ち込まない。

事業系一般廃棄物や産業廃棄物は持ち込めない。

出典：調布市災害廃棄物処理計画（令和6年3月）

ポイント2

家の被害状況を写真で記録しよう！

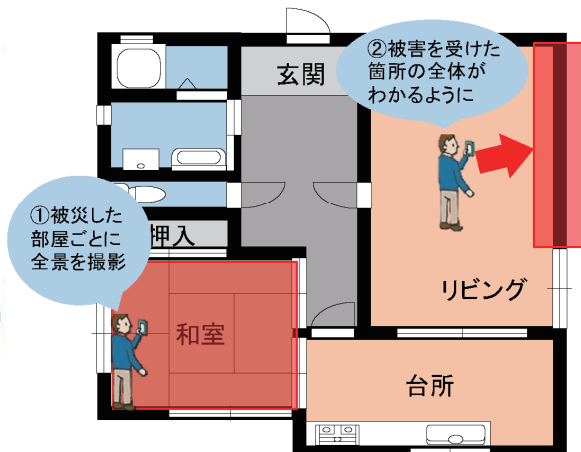
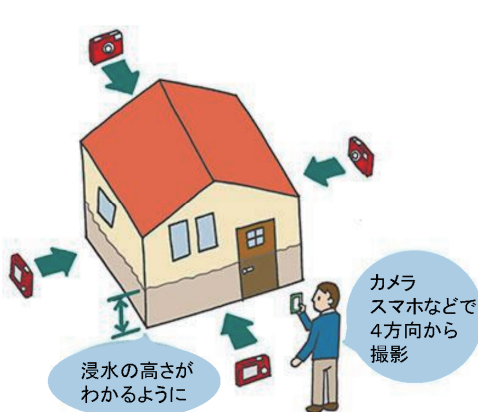
自助

自分・家族

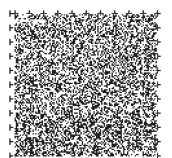
- 片付けや修理の前に、家の被害状況を写真に撮って保存しておきましょう。市から罹災証明書を取得して支援を受ける際や、保険会社に損害保険を請求する際などに、たいへん役立ちます。

<イメージ図>

★被害を受けた部屋・箇所は全て撮影しましょう。



ポイントは、家の外と中の写真を撮ることです。



出典：内閣府・東京都・調布市

正しい情報を得よう！

- 被害状況によっては、情報を入手しにくくなることが考えられます。
- 複数の情報源を知っておき、正確な情報を入手しましょう。
- 災害時は、市民の皆さんからも被害情報の提供をお願いします。

調布市防災・安全情報メール

気象情報や、市が発令する避難情報・避難所開設情報などが入手できます。

【登録方法】

登録用Eメールアドレス「t-chofu@sg-p.jp」に空メールを送信していただき、自動返信されるEメールからご登録ください。または、右記からご登録ください。



調布市公式X（エックス）／調布市公式LINE

災害情報関連のほか、イベントなどの情報をお知らせしています。

調布市公式X（エックス）

- アカウント chofu_shi
- アドレス https://x.com/chofu_shi



調布市公式LINE

- ユーザー名 調布市
- ID chofucity



防災フリーダイヤル

☎0800-8000-903

- 防災行政無線は、立地や気象などの影響を受けるため聞き取りにくい場合があります。
- 防災フリーダイヤルでは、地震や風水害などの災害時に防災行政無線で放送した内容を電話で確認できます。

避難所マップサイト（VACAN）で避難所の状況を確認！

スマートフォンやパソコンからアクセスして、マップ上で避難所の所在地や開設・混雑状況を確認できます。

調布市では、市民の皆さんの居住地ごとの避難所を指定していません。避難先を検討する時の混雑状況の確認に活用してください。

避難所マップ
サイトで避難
所の状況を確認
しよう→



東京都防災アプリを活用しましょう！

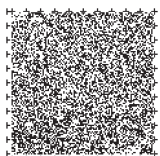
いつも・いざというときにも役に立つ、東京都公式防災アプリです。

「あそぶ」「まなぶ」「つかう」をコンセプトに、楽しみながら防災の基礎知識を得られたり、災害時に役立つコンテンツが掲載されています。

東京都防災ア
プリを確認し
よう→



調布市地域防災計画について詳しく
知りたい方はホームページをご覧ください



調布市地域防災計画



登録番号
(刊行物番号)

2024-109

調布市地域防災計画 概要版
発行日 令和7年3月
編集・発行 調布市防災会議